

# 給 与 費 明 細 書

## 1 特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	備考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率 (月分)	地域手当 (千円)	寒 冷 地 当 手 (千円)	その他の 当 手 (千円)	計 (千円)				
本年度	長 等	3		38,040	15,860 (3.45)			86	53,986	8,070	62,056	
	議 員	37	344,186		143,472 (3.45)				487,658	38,302	525,960	
	その他の 特別職	54	40,877	32,921	13,366	123		248	87,535	8,630	96,165	
	計	94	385,063	70,961	172,698	123		334	629,179	55,002	684,181	
前年度	長 等	2		26,520	10,896 (3.40)			86	37,502	5,410	42,912	
	議 員	37	344,186		141,393 (3.40)				485,579	44,871	530,450	
	その他の 特別職	54	41,280	32,744	13,177	139		247	87,587	8,565	96,152	
	計	93	385,466	59,264	165,466	139		333	610,668	58,846	669,514	
比 較	長 等	1		11,520	4,964				16,484	2,660	19,144	
	議 員				2,079				2,079	△ 6,569	△ 4,490	
	その他の 特別職		△ 403	177	189	△ 16		1	△ 52	65	13	
	計	1	△ 403	11,697	7,232	△ 16		1	18,511	△ 3,844	14,667	

## 2 一 般 職

## (1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
本 年 度	(1,575) 12,716	2,562,384	55,274,684	42,183,389	100,020,457	18,209,760	118,230,217	
前 年 度	(1,544) 12,700	2,226,778	53,593,497	43,391,140	99,211,415	17,925,033	117,136,448	
比 較	(31) 16	335,606	1,681,187	△ 1,207,751	809,042	284,727	1,093,769	

( )内は、短時間勤務職員 (外数)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	初 任 給 調 整 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	特 地 勤 務 手 当 (千円)	へ き 地 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	宿 日 直 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
		本 年 度	1,239,010	1,419,883	741,838	57,242	1,187,893	55,215	528,755	2,051	48,439	2,900,190	303,323
	前 年 度	1,191,160	1,589,562	718,375	55,897	1,163,580	58,875	539,995	1,852	44,770	2,640,540	303,981	17,533
	比 較	47,850	△ 169,679	23,463	1,345	24,313	△ 3,660	△ 11,240	199	3,669	259,650	△ 658	11
	区 分	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	義 務 教 育 特 別 手 当 (千円)	定 時 制 通 信 教 育 手 当 (千円)	産 業 教 育 手 当 (千円)	農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	私 服 代 料 (千円)
	本 年 度	21,379	6,316	992,103	12,873,052	10,768,618	81,372	423,892	30,083	89,235	8,467	8,369,657	17,832
	前 年 度	21,397	6,291	989,771	12,233,893	10,195,470	81,256	435,491	30,497	91,127	7,487	10,955,048	17,292
	比 較	△ 18	25	2,332	639,159	573,148	116	△ 11,599	△ 414	△ 1,892	980	△ 2,585,391	540

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考																																																																					
給 料	1,681,187	給与改定に伴う 増 減 分	1,634,839		給与改定の状況 前年度 給与の改定率 2.9 %																																																																					
		昇給に伴う 増 加 分	477,915																																																																							
		その他の増減分	△ 431,567	人 員 増 分 82,128 新陳代謝等分 △ 513,695																																																																						
職員手当	△ 1,207,751	制度改正に伴う 増 減 分	297,454	扶 養 手 当 70,413 地 域 手 当 △ 322,986 住 居 手 当 12,096 通 勤 手 当 21,105 期 末 手 当 254,363 勤 勉 手 当 253,134 寒 冷 地 手 当 9,329	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 扶養手当                             <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">改定前</td> <td style="width: 50%;">改定後</td> </tr> <tr> <td>配偶者（行政職 7 級相当以下）</td> <td>6,500 円</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>配偶者（行政職 8 級相当）</td> <td>3,500 円</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>10,000 円</td> <td>11,500 円</td> </tr> </table> </li> <li>○ 地域手当                             <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">改定前</td> <td style="width: 50%;">改定後</td> </tr> <tr> <td>県下全域</td> <td>2.75%</td> <td>2.35%</td> </tr> <tr> <td>東京都特別区</td> <td>20.00%</td> <td>20.00%</td> </tr> <tr> <td>横浜市、大阪市</td> <td>16.00%</td> <td>16.00%</td> </tr> <tr> <td>八王子市</td> <td>15.00%</td> <td>15.00%</td> </tr> <tr> <td>静岡市</td> <td>6.00%</td> <td>7.00%</td> </tr> <tr> <td>金沢市</td> <td>3.00%</td> <td>3.00%</td> </tr> <tr> <td>その他（医師）</td> <td>16.00%</td> <td>16.00%</td> </tr> </table> </li> <li>○ 住居手当                             <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">改定前</td> <td style="width: 50%;">改定後</td> </tr> <tr> <td>定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員含む）は支給対象外</td> <td>定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員含む）を支給対象とする</td> </tr> </table> </li> <li>○ 通勤手当                             <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">改定前</td> <td style="width: 50%;">改定後</td> </tr> <tr> <td>交通機関は 5 万 5 千円超を 1/2 支給、新幹線鉄道等は 1/2 支給</td> <td>1 箇月あたりの交通機関、交通用具、新幹線鉄道等の合計が 15 万円以内で満額支給</td> </tr> </table> </li> <li>○ 期末手当                             <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">改定前</td> <td style="width: 50%;">改定後</td> </tr> <tr> <td>6 月支給分</td> <td>1.225 月</td> <td>1.25 月</td> </tr> <tr> <td>12 月支給分</td> <td>1.225 月</td> <td>1.25 月</td> </tr> </table> </li> <li>○ 勤勉手当                             <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">改定前</td> <td style="width: 50%;">改定後</td> </tr> <tr> <td>6 月支給分</td> <td>1.025 月</td> <td>1.05 月</td> </tr> <tr> <td>12 月支給分</td> <td>1.025 月</td> <td>1.05 月</td> </tr> </table> </li> <li>○ 寒冷地手当                             <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">改定前</td> <td style="width: 50%;">改定後</td> </tr> <tr> <td>世帯主で扶養親族のある職員</td> <td>17,800 円</td> <td>19,800 円</td> </tr> <tr> <td>世帯主で扶養親族のない職員</td> <td>10,200 円</td> <td>11,400 円</td> </tr> <tr> <td>世帯主でない職員</td> <td>7,360 円</td> <td>8,200 円</td> </tr> </table> </li> </ul>	改定前	改定後	配偶者（行政職 7 級相当以下）	6,500 円	3,000 円	配偶者（行政職 8 級相当）	3,500 円	0 円	子	10,000 円	11,500 円	改定前	改定後	県下全域	2.75%	2.35%	東京都特別区	20.00%	20.00%	横浜市、大阪市	16.00%	16.00%	八王子市	15.00%	15.00%	静岡市	6.00%	7.00%	金沢市	3.00%	3.00%	その他（医師）	16.00%	16.00%	改定前	改定後	定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員含む）は支給対象外	定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員含む）を支給対象とする	改定前	改定後	交通機関は 5 万 5 千円超を 1/2 支給、新幹線鉄道等は 1/2 支給	1 箇月あたりの交通機関、交通用具、新幹線鉄道等の合計が 15 万円以内で満額支給	改定前	改定後	6 月支給分	1.225 月	1.25 月	12 月支給分	1.225 月	1.25 月	改定前	改定後	6 月支給分	1.025 月	1.05 月	12 月支給分	1.025 月	1.05 月	改定前	改定後	世帯主で扶養親族のある職員	17,800 円	19,800 円	世帯主で扶養親族のない職員	10,200 円	11,400 円	世帯主でない職員	7,360 円	8,200 円
				改定前	改定後																																																																					
配偶者（行政職 7 級相当以下）	6,500 円	3,000 円																																																																								
配偶者（行政職 8 級相当）	3,500 円	0 円																																																																								
子	10,000 円	11,500 円																																																																								
改定前	改定後																																																																									
県下全域	2.75%	2.35%																																																																								
東京都特別区	20.00%	20.00%																																																																								
横浜市、大阪市	16.00%	16.00%																																																																								
八王子市	15.00%	15.00%																																																																								
静岡市	6.00%	7.00%																																																																								
金沢市	3.00%	3.00%																																																																								
その他（医師）	16.00%	16.00%																																																																								
改定前	改定後																																																																									
定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員含む）は支給対象外	定年前再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員含む）を支給対象とする																																																																									
改定前	改定後																																																																									
交通機関は 5 万 5 千円超を 1/2 支給、新幹線鉄道等は 1/2 支給	1 箇月あたりの交通機関、交通用具、新幹線鉄道等の合計が 15 万円以内で満額支給																																																																									
改定前	改定後																																																																									
6 月支給分	1.225 月	1.25 月																																																																								
12 月支給分	1.225 月	1.25 月																																																																								
改定前	改定後																																																																									
6 月支給分	1.025 月	1.05 月																																																																								
12 月支給分	1.025 月	1.05 月																																																																								
改定前	改定後																																																																									
世帯主で扶養親族のある職員	17,800 円	19,800 円																																																																								
世帯主で扶養親族のない職員	10,200 円	11,400 円																																																																								
世帯主でない職員	7,360 円	8,200 円																																																																								
その他の増減分	△ 1,505,205																																																																									

## (3) 給料及び職員手当の状況

## ア 職員1人当たり給与

区 分		一 般 行政職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	研究職	福祉職	教育職(一)	教育職(二)	教育職(三)	公 安 職	技 能 労務職
令和7年 1月1日 現在	平均給料 月額(円)	339,040	476,685	343,669	328,919	363,721	322,244	367,805	354,338	403,981	343,523	363,092
	平均給与 月額(円)	409,847	921,847	390,619	380,912	416,585	427,151	439,322	411,359	437,305	468,103	413,410
	平均年齢 (歳)	42.97	48.20	44.05	43.03	44.28	37.82	45.60	42.46	45.75	38.14	55.17
区 分		一 般 行政職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	研究職	福祉職	教育職(一)	教育職(二)	教育職(三)	公 安 職	技 能 労務職
令和6年 1月1日 現在	平均給料 月額(円)	336,245	470,421	329,135	327,031	367,222	318,165	361,135	347,705	407,621	332,083	373,342
	平均給与 月額(円)	404,900	928,912	370,697	362,170	422,960	413,360	431,135	404,662	435,164	449,838	425,326
	平均年齢 (歳)	43.01	47.89	42.21	37.96	44.88	37.83	44.93	42.49	44.75	37.90	54.36

## イ 初 任 給

区 分	一 般 行政職 (円)	医療職(一) (円)	医療職(二) (円)	医療職(三) (円)	研 究 職 (円)	福 祉 職 (円)	教育職(一) (円)	教育職(二) (円)	教育職(三) (円)	公 安 職 (円)	技 能 労務職 (円)	
高 校 卒	195,472									231,552	199,995	
大 学 卒	226,728	314,100	233,662	259,792	247,431	233,562	253,260	253,260	268,134	259,189		
区 分	国 の 制 度											
	行政職(一) (円)	医療職(一) (円)	医療職(二) (円)	医療職(三) (円)	研 究 職 (円)	福 祉 職 (円)				教育職(二) (円)	公安職(一) (円)	行政職(二) (円)
高 校 卒	188,000		188,600								216,400	185,700
大 学 卒	220,000	291,400	227,400	255,400	238,200	227,100				261,400	255,200	

ウ 級別職員数

区分	級	一行政般職		医療職(一)		医療職(二)		医療職(三)		研究職		福祉職		教育職(一)		教育職(二)		教育職(三)		公安職		技務能職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 7年 1月 1日 現在	1 級	( ) 354	( ) 10.2	( ) 5	( ) 25.0	( ) 3	( ) 8.1	( )	( )	( )	( )	( ) 8	( ) 15.7	( ) 126	( ) 6.4	(1) 38	(0.7) 0.8	( ) 2	( ) 25.0	( ) 230	( ) 13.7	( )	( )
	2 級	( ) 480	( ) 13.9	( ) 2	( ) 10.0	( ) 4	( ) 10.8	( ) 9	( ) 8.8	(12) 56	(100.0) 29.2	( ) 14	( ) 27.5	(4) 1,733	(100.0) 88.2	(144) 3,971	(99.3) 87.1	(1)	(100.0)	( ) 281	( ) 16.7	( )	( )
	特2級													( ) 2	( ) 0.1	( ) 29	( ) 0.6						
	3 級	(93) 604	(94.0) 17.4	( ) 11	( ) 55.0	( ) 2	( ) 5.4	( ) 11	( ) 10.8	( ) 110	( ) 57.3	(2) 7	(100.0) 13.7	( ) 67	( ) 3.4	( ) 277	( ) 6.1	( ) 2	( ) 25.0	( ) 416	( ) 24.8	(6) 1	(100.0) 1.9
	4 級	( ) 668	( ) 19.3	( ) 2	( ) 10.0	( ) 5	( ) 13.5	( ) 15	( ) 14.7	( ) 26	( ) 13.5	( ) 18	( ) 35.3	( ) 38	( ) 1.9	( ) 244	( ) 5.4	( ) 4	( ) 50.0	(1) 388	(50.0) 23.1	( ) 52	( ) 98.1
	5 級	(2) 561	(2.0) 16.2			( ) 20	( ) 54.1	( ) 61	( ) 59.8	( )	( )	( ) 4	( ) 7.8					( )	( )	(1) 219	(50.0) 13.0		
	6 級	(2) 633	(2.0) 18.3			( ) 3	( ) 8.1	( ) 6	( ) 5.9			( )	( )							( ) 67	( ) 4.0		
	7 級	(2) 87	(2.0) 2.5			( )	( )	( )	( )											( ) 52	( ) 3.1		
	8 級	( ) 60	( ) 1.7																	( ) 16	( ) 0.9		
	9 級	( ) 16	( ) 0.5																	( ) 11	( ) 0.7		
計	(99) 3,463	(100.0) 100.0	( ) 20	( ) 100.0	( ) 37	( ) 100.0	( ) 102	( ) 100.0	(12) 192	(100.0) 100.0	(2) 51	(100.0) 100.0	(4) 1,966	(100.0) 100.0	(145) 4,559	(100.0) 100.0	(1) 8	(100.0) 100.0	(2) 1,680	(100.0) 100.0	(6) 53	(100.0) 100.0	

区分	級	一 般 職		医療職(一)		医療職(二)		医療職(三)		研 究 職		福 祉 職		教育職(一)		教育職(二)		教育職(三)		公 安 職		技 務 能 職	
		職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)	職員数 (人)	構成比 (%)
令和 6年 1月 1日 現在	1 級	( ) 352	( ) 10.2	( ) 4	( ) 21.1	( ) 4	( ) 10.3	( )	( )	( )	( )	( ) 7	( ) 13.4	( ) 127	( ) 6.2	(1) 51	(0.6) 1.1	( ) 2	( ) 25.0	( ) 225	( ) 13.5	( )	( )
	2 級	( ) 476	( ) 13.9	( ) 4	( ) 21.1	( ) 5	( ) 12.8	( ) 10	( ) 21.7	(12) 45	(100.0) 23.8	( ) 16	( ) 30.8	(4) 1,809	(100.0) 88.5	(156) 3,988	(99.4) 86.9	(1) (100.0)	( ) ( )	( ) 285	( ) 17.1	( )	( )
	特2級													( ) 3	( ) 0.1	( ) 30	( ) 0.6						
	3 級	(93) 596	(92.1) 17.3	( ) 9	( ) 47.3	( ) 2	( ) 5.1	( ) 7	( ) 15.2	( ) 113	( ) 59.8	(2) 5	(100.0) 9.6	( ) 67	( ) 3.3	( ) 278	( ) 6.1	( ) 2	( ) 25.0	( ) 425	( ) 25.5	(6)	(100.0)
	4 級	( ) 661	( ) 19.2	( ) 2	( ) 10.5	( ) 7	( ) 17.9	( ) 8	( ) 17.4	( ) 31	( ) 16.4	( ) 21	( ) 40.4	( ) 38	( ) 1.9	( ) 244	( ) 5.3	( ) 4	( ) 50.0	(1) 379	(100.0) 22.7	( ) 50	( ) 100.0
	5 級	(4) 509	(3.9) 14.8			( ) 20	( ) 51.3	( ) 15	( ) 32.6	( )	( )	( ) 3	( ) 5.8					( ) ( )	( ) ( )	( ) 215	( ) 12.9		
	6 級	(2) 687	(2.0) 20.0			( ) 1	( ) 2.6	( ) 6	( ) 13.1			( ) ( )	( ) ( )							( ) 60	( ) 3.6		
	7 級	(2) 89	(2.0) 2.6			( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )	( ) ( )											( ) 53	( ) 3.2		
	8 級	( ) 53	( ) 1.6																	( ) 15	( ) 0.9		
	9 級	( ) 15	( ) 0.4																	( ) 10	( ) 0.6		
	計	(101) 3,438	(100.0) 100.0	( ) 19	( ) 100.0	( ) 39	( ) 100.0	( ) 46	( ) 100.0	(12) 189	(100.0) 100.0	(2) 52	(100.0) 100.0	(4) 2,044	(100.0) 100.0	(157) 4,591	(100.0) 100.0	(1) 8	(100.0) 100.0	(1) 1,667	(100.0) 100.0	(6) 50	(100.0) 100.0

( )内は、短時間勤務職員 (外数)

(級別の基準となる職務)

区 分	職務の級	基準となる職務の内容
一般行政職	1 級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務
	2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務
	3 級	主任の職務
	4 級	主査又は副主査の職務
	5 級	1 本庁の課長補佐又は委員会等の事務局の次長補佐の職務 2 出先機関の課長の職務 3 副主幹の職務
	6 級	1 本庁の課長又は委員会等の事務局の次長の職務 2 出先機関の長又は次長の職務 3 困難な業務を行う本庁の課長補佐又は委員会等の事務局の次長補佐の職務 4 困難な業務を行う出先機関の課長の職務 5 主幹の職務
	7 級	1 困難な業務を行う本庁の課長又は委員会等の事務局の次長の職務 2 困難な業務を行う出先機関の長の職務 3 参事の職務
	8 級	1 本庁の次長の職務 2 委員会等の事務局の長の職務 3 極めて複雑かつ困難な業務を行う出先機関の長の職務
	9 級	1 本庁の部長の職務 2 会計管理者の職務 3 困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務

## 工 昇 給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種					
			一般行政職	小・中学校教育職	高等学校教育職	警 察 職	技能労務職	
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	12,987	3,463	4,559	1,966	1,680	53	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9,089	2,793	3,461	1,271	1,526	38	
	号給数別内訳	1号給 (人)	365	90	221	36	16	2
		2号給 (人)	196	69	74	18	32	3
		3号給 (人)	597	153	321	65	58	
		4号給 (人)	5,718	1,751	2,126	806	1,009	26
		5号給 (人)	913	72	566	274	1	
		6号給 (人)	1,065	518	148	72	322	5
		7号給 (人)	3	2	1			
		8号給 (人)	232	138	4		88	2
比 率 (B) / (A) (%)	70.0	80.7	75.9	64.6	90.8	71.7		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	12,984	3,438	4,591	2,044	1,667	50	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9,100	2,788	3,440	1,315	1,517	40	
	号給数別内訳	1号給 (人)	344	75	213	38	15	3
		2号給 (人)	195	63	89	20	22	1
		3号給 (人)	523	111	288	64	60	
		4号給 (人)	5,807	1,819	2,111	834	1,013	30
		5号給 (人)	911	48	580	283		
		6号給 (人)	1,086	535	155	76	316	4
		7号給 (人)	1	1				
		8号給 (人)	233	136	4		91	2
比 率 (B) / (A) (%)	70.1	81.1	74.9	64.3	91.0	80.0		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	12 月 (月分)			
本 年 度	(1.200) 2.300	(1.200) 2.300	(2.400) 4.600	有	
前 年 度	(1.175) 2.250	(1.175) 2.250	(2.350) 4.500	有	
国 の 制 度	(1.200) 2.300	(1.200) 2.300	(2.400) 4.600	有	

( )内は、再任用職員

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 例 措 置 (2%~20%加算)	在職時の職位の高い順の60月について 職位ごと定められた額を合計した額を 調整額として支給する。
国 の 制 度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特 例 措 置 (3%~45%加算)	在職時の職位の高い順の60月について 職位ごと定められた額を合計した額を 調整額として支給する。

キ 地 域 手 当

支 給 対 象 地 域	県 下 全 域	東 京 都 特 別 区	横 浜 市、大 阪 市	八 王 子 市	静 岡 市	金 沢 市	そ の 他 (医 師)
支 給 率 (%)	2.35	20.0	16.0	15.0	7.0	3.0	16.0
支 給 対 象 職 員 数 (人)	12,653	35	4	1	1	1	21
国 の 指 定 基 準 に 基 づ く 支 給 率 (%)	(甲府市) 5.0	20.0	16.0	15.0	7.0	3.0	16.0

## ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種				
		一般行政職	小・中学校教育職	高等学校教育職	警 察 職	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	0.8	0.2	0.5	1.4	2.2	0.8
支給対象職員の比率(%) (7年1月1日現在)	31.9	10.1	29.6	41.2	77.3	36.5
代表的な特殊勤務手当の名称	医師診療実験従事手当 社会福祉業務従事手当 保健衛生業務従事手当 教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 私服作業手当 警ら手当 夜間特殊作業手当					

## ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容				
扶養手当	同 じ					
住居手当	同 じ					
通勤手当	異 なる		国	本 県		
		交通用具使用		<自転車>	<二輪車(自転車を除く)>	<四輪車>
		5 km 未 満	2,000円	・片道5km未満 2,000円	・片道5km未満 2,000円	・片道5km未満 3,000円
		5 km 以上 10 km 未 満	4,200円	・片道5km以上 4,200円	・片道5km以上(上限60km)は、5km毎の距離区分に応じ、二輪車の距離区分に対応する四輪車の最低の手当額を適用 (例)片道5km以上10km未満の手当額 =四輪車の片道5kmの手当額	・片道5km以上は、2km毎の距離区分に応じ、次の算定方法により算出 (例)片道5km以上7km未満 6km×(定額) (定額)=1kmに要する費用×通勤回数×2
	10 km 以 上	7,100円~31,600円				
	駐 車 場 利 用	(国)無し (県)月当たりの駐車利用料金の1/2を支給(上限3,000円)				

継続費についての令和5年度末までの支出額、令和6年度末までの支出額  
及び令和7年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画					令和5 年度末 までの 支出額	令和6 年度末 までの 支出額	令和7 年 度 支 出 予定額	令和7 年度末 までの 支 出 予定額	令和8 年 度 以 降 支 出 予定額	継続費 の総額 に対する 進捗 率 %		
			年度	年割額	左の財源内訳										
					特定財源									一般 財源	
					国庫 支出金	県 債	その他								
2 総務費	6 防災費	防 災 行 政 無 線 費	令 和 7年度	101,522		76,000		25,522			101,522	101,522		60	
			令 和 8年度	50,760		38,000		12,760					50,760		
			令 和 9年度	16,920		12,000		4,920					16,920		
			計	169,202		126,000		43,202			101,522	101,522	67,680	60	



債務負担行為で令和8年度以降にわたるものについての令和6年度末までの支出額の見込み及び令和7年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限 度 額	令和6年度末までの支出(見込)額		令和7年度以降の支出予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	
国立大学法人山梨大学と感染症寄附講座の設置について協定を締結	100,000	令和5年度から 令和6年度まで	50,000	令和7年度から 令和8年度まで	50,000	繰入金 50,000
流通備蓄衛生物資の管理について委託契約を締結	35,924	令和6年度中	11,906	令和7年度から 令和8年度まで	24,018	県費 24,018
流通備蓄衛生物資の管理について変更契約を締結	845			令和8年度	845	県費 845
令和7年度に銀行その他の金融機関が、山梨県土地開発公社に貸付けた事業資金の債務を保証	5,437,240 千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額			令和7年度から 令和8年度まで	5,437,240 千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額	県費
富士山世界遺産センターの管理について協定を締結	294,696	令和5年度から 令和6年度まで	143,081	令和7年度から 令和8年度まで	137,366	県費 137,366
富士北麓駐車場の管理について協定を締結	127,803	令和5年度から 令和6年度まで	63,309	令和7年度から 令和8年度まで	64,494	使用料 45,110 諸収入 19,384
リニア見学センターの管理について協定を締結	163,916	令和5年度から 令和6年度まで	77,581	令和7年度から 令和8年度まで	73,204	県費 73,204
リニアやまなしビジョン実証実験サポート事業について委託契約を締結	9,642			令和7年度から 令和8年度まで	9,642	県費 9,642

企業等の最先端技術、新製品の 実証実験（リニアやまなしビジョン 実証実験サポート事業）に対し助 成	28,000			令和7年度から 令和8年度まで	28,000	県費	28,000
第4期統合サーバのサービス提供 について委託契約を締結	545,052	令和5年度から 令和6年度まで	93,187	令和7年度から 令和9年度まで	117,274	諸収入 県費	3,187 114,087
新財務会計システムの構築につい て委託契約を締結	584,932	令和6年度中	152,934	令和7年度から 令和8年度まで	431,997	県費	431,997
電子申請受付共同事業について山 梨県市町村総合事務組合と協定を 締結	138,449	令和6年度中		令和7年度から 令和11年度まで	102,646	県費	102,646
やまなし地域づくり交流センター の管理について協定を締結	145,956			令和7年度から 令和10年度まで	145,956	使用料 県費	15,320 130,636
令和6年度に大村智人材育成基金 若者海外留学体験人材育成事業に 係る留学費用の補助対象者に対し 助成を決定	6,250	令和6年度中		令和7年度から 令和8年度まで	6,250	繰入金 県費	4,098 2,152
同上 (令和7年度)	6,250			令和7年度から 令和9年度まで	6,250	繰入金 県費	4,099 2,151
男女共同参画推進センターの管理 について協定を締結	381,989	令和5年度から 令和6年度まで	190,621	令和7年度から 令和8年度まで	191,368	県費	191,368
中小企業人材開発センターの管理 について協定を締結	69,605			令和7年度から 令和10年度まで	69,605	県費	69,605
平成30年度にものづくり人材就業 支援事業に係る奨学金返還支援の 対象者に対し助成を決定	32,610	平成30年度から 令和6年度まで	12,569	令和7年度から 令和10年度まで	20,041	繰入金	20,041

同上 (令和元年度)	47,098	令和元年度から 令和6年度まで	5,520	令和7年度から 令和11年度まで	41,578	繰入金	41,578
同上 (令和2年度)	49,296	令和2年度から 令和6年度まで	8,805	令和7年度から 令和12年度まで	40,491	繰入金	40,491
同上 (令和3年度)	46,788	令和3年度から 令和6年度まで	5,223	令和7年度から 令和13年度まで	41,565	繰入金	41,565
同上 (令和4年度)	43,796	令和4年度から 令和6年度まで	2,921	令和7年度から 令和14年度まで	40,875	繰入金	40,875
同上 (令和5年度)	57,146	令和5年度から 令和6年度まで	2,504	令和7年度から 令和15年度まで	54,642	繰入金	54,642
同上 (令和6年度)	59,636	令和6年度中		令和7年度から 令和16年度まで	59,636	繰入金	59,636
同上 (令和7年度)	53,768			令和7年度から 令和17年度まで	53,768	繰入金	53,768
障害者の多様なニーズに対応した 職業訓練について委託契約を締結	20,755			令和7年度から 令和8年度まで	20,755	国庫支出金	20,755
令和6年度に緊急離転職者訓練事 業(介護福祉士養成コース等)に ついて委託契約を締結	329,032	令和6年度中	45,382	令和7年度から 令和9年度まで	283,650	国庫支出金	283,650
同上 (令和7年度)	262,066			令和7年度から 令和10年度まで	262,066	国庫支出金	262,066
令和7年度にやまなし人材定着奨 学金返還支援事業に係る奨学金返 還支援の対象者に対し助成を決定	120,000			令和7年度から 令和17年度まで	120,000	繰入金	120,000
庁内託児所の運営について委託契 約を締結	34,005			令和7年度から 令和10年度まで	34,005	諸収入 県費	6,054 27,951

令和6年度の共同発行市場公募地方債（グリーンボンド）の発行によって生ずる連帯債務を保証	発行総額から本県負担額を控除して得た額及びこれに対する利息の合計額相当額	令和6年度中		令和7年度から令和16年度まで	発行総額から本県負担額を控除して得た額及びこれに対する利息の合計額相当額	県費	
同上 （令和7年度）	発行総額から本県負担額を控除して得た額及びこれに対する利息の合計額相当額			令和7年度から令和17年度まで	発行総額から本県負担額を控除して得た額及びこれに対する利息の合計額相当額	県費	
新税務システムの改修について委託契約を締結	183,084			令和7年度から令和8年度まで	183,084	県費	183,084
自動車税納税通知書の印刷等について委託契約を締結	9,774			令和7年度から令和8年度まで	9,774	県費	9,774
防災新館整備等事業（PFI事業）について契約を締結	20,000,000	平成22年度から令和6年度まで	11,218,269	令和7年度から令和9年度まで	1,609,845,641円に金利及び物価の変動による増減額を加算した額	県費	
防災新館整備等事業（PFI事業）について変更契約を締結	114,140	平成26年度から令和6年度まで	90,445	令和7年度から令和9年度まで	23,695	県費	23,695
防災新館整備等事業（PFI事業）について変更契約を締結	43,818	令和2年度から令和6年度まで	27,709	令和7年度から令和9年度まで	16,109	県費	16,109
県庁舎のLED照明機器について賃貸借契約を締結	333,551	令和3年度から令和6年度まで	48,125	令和7年度から令和14年度まで	182,875	県費	182,875

<p>甲府地方裁判所令和4年(ワ)第96号損害賠償請求事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和4年度から令和6年度まで</p>		<p>令和7年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の年度の</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>
<p>甲府簡易裁判所令和4年(ハ)第55号損害賠償請求事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和4年度から令和6年度まで</p>	<p>7</p>	<p>令和7年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の年度の</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>

<p>甲府地方裁判所令和5年(ワ)第49号損害賠償請求事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和4年度から令和6年度まで</p>		<p>令和7年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>
<p>農業改良資金貸付金の返還請求について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び500千円(経済的利益が確保できない場合は250千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和5年度から令和6年度まで</p>		<p>令和7年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び500千円(経済的利益が確保できない場合は250千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>

<p>甲府地方裁判所令和5年(ワ)第408号差止請求事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和5年度から令和6年度まで</p>	<p>18</p>	<p>令和7年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の年度の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>
<p>甲府地方裁判所令和6年(ワ)第5号県知事の支援会社の違法行為もみ消し県警本部口利き事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和6年度中</p>	<p>1</p>	<p>令和7年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の年度の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>

<p>東京地方裁判所令和6年(ワ)第5091号損害賠償請求事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和6年度中</p>	<p>3</p>	<p>令和7年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>
<p>甲府地方裁判所令和6年(ワ)第48号損害賠償請求事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和6年度中</p>	<p></p>	<p>令和7年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>

<p>甲府地方裁判所令和6年(ワ)第186号損害賠償請求事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和6年度中</p>		<p>令和7年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の年度の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>
<p>東京高等裁判所令和6年(行コ)第90号損害賠償等請求住民訴訟控訴事件の判決を不服として申し立てられる上告受理事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び12,105千円(経済的利益が確保できない場合は0円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和6年度中</p>		<p>令和7年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の年度の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び12,105千円(経済的利益が確保できない場合は0円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>

<p>甲府地方裁判所令和6年(ワ)第253号損害賠償(国家賠償)請求事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和6年度中</p>		<p>令和7年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>
<p>甲府簡易裁判所令和6年(ハ)第508号損害賠償(交通)請求事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和6年度中</p>		<p>令和7年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>

<p>東京高等裁判所令和6年（行コ）第166号損害賠償請求義務付け（住民訴訟）請求、共同訴訟参加控訴事件の判決を不服として申し立てられる上告受理事件について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び6,330千円（経済的利益が確保できない場合は0円）に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和6年度中</p>		<p>令和7年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び6,330千円（経済的利益が確保できない場合は0円）に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>
<p>甲府地方裁判所令和6年（ワ）第476号損害賠償請求事件（国家賠償法）について訴訟代理委任契約を締結</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び1,000千円（経済的利益が確保できない場合は500千円）に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>令和6年度中</p>		<p>令和7年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用）及び1,000千円（経済的利益が確保できない場合は500千円）に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>	<p>県費</p>

東京高等裁判所令和6年(行コ)第290号違法収集による個人情報の開示及び違法捜査により破壊した死亡した長女のスマートフォン復元請求控訴事件について訴訟代理委任契約を締結	訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内	令和6年度中		令和7年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から属する3月後の日の属する年度まで	訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内	県費	
防災安全センターの管理について協定を締結	55,256	令和5年度から令和6年度まで	27,628	令和7年度から令和8年度まで	27,628	県費	27,628
青い鳥老人ホームの管理について協定を締結	578,360			令和7年度から令和10年度まで	578,360	負担金 県費	511,452 66,908
聴覚障害者情報センターの管理について協定を締結	136,856	令和5年度から令和6年度まで	69,978	令和7年度から令和8年度まで	66,878	国庫支出金 県費	29,057 37,821
あけぼの医療福祉センター成人寮の管理について協定を締結	15,064			令和7年度から令和10年度まで	15,064	県費	15,064
令和3年度に医師修学資金及び医師研修資金について貸与契約を締結	420,000	令和4年度から令和6年度まで	206,130	令和7年度から令和8年度まで	127,200	繰入金 県費	124,800 2,400

同上 (令和4年度)	420,000	令和5年度から 令和6年度まで	129,840	令和7年度から 令和9年度まで	184,320	繰入金 県費	182,520 1,800
同上 (令和5年度)	404,400	令和6年度中	60,120	令和7年度から 令和10年度まで	233,280	繰入金 県費	230,880 2,400
同上 (令和6年度)	428,400			令和7年度から 令和11年度まで	307,440	繰入金 県費	288,600 18,840
同上 (令和7年度)	420,000			令和8年度から 令和12年度まで	420,000	繰入金 県費	304,200 115,800
令和7年度に医師海外留学資金について貸与契約を締結	23,100			令和8年度から 令和10年度まで	23,100	県費	23,100
令和5年度に看護職員修学資金について貸付けを決定	120,564	令和6年度中	43,050	令和7年度から 令和8年度まで	77,514	県費	77,514
同上 (令和6年度)	120,564			令和7年度から 令和9年度まで	120,564	県費	120,564
同上 (令和7年度)	120,564			令和8年度から 令和10年度まで	120,564	県費	120,564
令和8年度に公立大学法人山梨県立大学が開講する感染管理認定看護師教育課程への看護師派遣に伴う県外実習旅費に対し助成	5,908			令和8年度	5,908	繰入金	5,908
愛宕山こどもの国の管理について協定を締結	353,801	令和5年度から 令和6年度まで	174,299	令和7年度から 令和8年度まで	179,502	県費	179,502
旧愛宕山少年自然の家の解体工事について請負契約を締結	633,851			令和8年度から 令和9年度まで	633,851	県債 県費	569,000 64,851

<p>県有地賃料額確認請求等について調停（訴訟）代理委任契約を締結</p>	<p>調停（訴訟）代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費、裁判所において準備書面等を謄写するための費用及び弁護士法第23条の2の規定による報告の請求に要する費用）及び調停（訴訟）代理委任契約事件において調停を申し立てる土地のそれぞれについて県が確保した経済的利益の額を基準として、旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法に基づき算定した報酬金（調停を申し立てる土地のそれぞれについて県が確保した経済的利益の額を基礎に旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法によ</p>	<p>令和6年度中</p>		<p>令和6年度から調停を申し立てる土地の全てについて民事調停による調停調書が作成された日又は当該民事調停が不成立となった後に提起する民事訴訟の第一審において和解調書が作成された日若しくは判決が言い渡された日の翌日から起算して2週間を経過する日から3月後の日の属する年度まで</p>	<p>調停（訴訟）代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費、裁判所において準備書面等を謄写するための費用及び弁護士法第23条の2の規定による報告の請求に要する費用）及び調停（訴訟）代理委任契約事件において調停を申し立てる土地のそれぞれについて県が確保した経済的利益の額を基準として、旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法に基づき算定した報酬金（調停を申し立てる土地のそれぞれについて県が確保した経済的利益の額を基礎に旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法によ</p>	<p>県 費</p>
---------------------------------------	--	---------------	--	---	--	------------

	り算定した着手金の額がそれぞれの土地について実際に支払った着手金の額を上回るときは、当該上回る額と報酬金を合計した金額)に、同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内				り算定した着手金の額がそれぞれの土地について実際に支払った着手金の額を上回るときは、当該上回る額と報酬金を合計した金額)に、同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内		
武田の杜保健休養林の管理について協定を締結	176,532	令和5年度から令和6年度まで	88,266	令和7年度から令和8年度まで	88,266	県費	88,266
武田の杜保健休養林の管理について変更協定を締結	4,392	令和6年度中	1,464	令和7年度から令和8年度まで	2,928	県費	2,928
森林公園金川の森の管理について協定を締結	299,580	令和5年度から令和6年度まで	149,790	令和7年度から令和8年度まで	149,790	県費	149,790
国庫補助地すべり防止事業について請負契約を締結	50,000			令和8年度	50,000	国庫支出金 県債 県費	25,000 22,000 3,000
令和7年度に銀行その他の金融機関が公益財団法人山梨県環境整備事業団に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償	392,817千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額			令和7年度から令和8年度まで	392,817千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額	県費	
八ヶ岳自然ふれあいセンターの管理について協定を締結	156,972	令和5年度から令和6年度まで	78,280	令和7年度から令和8年度まで	78,486	県費	78,486

産業展示交流館アイメッセ山梨の管理について協定を締結	153,151	令和5年度から令和6年度まで	89,376	令和7年度から令和8年度まで	53,800	県費	53,800
県内企業の医療機器関連国内大規模展示会、米国展示会への出展及び米国FDA認証の取得・登録に対し助成	7,000			令和7年度から令和8年度まで	7,000	県費	7,000
令和6年度に県内中小企業者の新技術、新製品の研究開発事業（やまなしイノベーション創出事業）に対し助成	40,000	令和6年度中		令和7年度から令和8年度まで	40,000	県費	40,000
同上 （令和7年度）	40,000			令和7年度から令和9年度まで	40,000	県費	40,000
航空・宇宙・防衛産業で部品調達基準として採用されている国際認証を取得する県内企業に対し助成	3,000			令和7年度から令和8年度まで	3,000	県費	3,000
韮崎市土地開発公社の工業団地造成に係る基盤整備に対し助成	277,421			令和7年度から令和8年度まで	277,421	県費	277,421
令和7年度に地場産業人材育成促進事業に係る留学費用等の補助対象者に対し助成を決定	12,500			令和8年度から令和10年度まで	12,500	国庫支出金 繰入金	6,250 6,250
山梨県信用保証協会が、平成21年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額23,000,000千円の範囲内で融資	平成21年度から令和6年度まで		令和7年度から令和8年度まで	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額23,000,000千円の範囲内で融資	県費	

	<p>した資金及び小規模企業サポート融資として総額 2,000,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによつて生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内</p>				<p>した資金及び小規模企業サポート融資として総額 2,000,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによつて生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内</p>	
--	--	--	--	--	--	--

<p>山梨県信用保証協会が、平成22年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額17,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は景気対応緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金</p>	<p>平成22年度から令和6年度まで</p>		<p>令和7年度から令和9年度まで</p>	<p>金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額17,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額1,500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証又は景気対応緊急保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債務保証した場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金</p>	<p>県 費</p>
---	--	------------------------	--	-----------------------	--	------------

	繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内				繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内	
山梨県信用保証協会が、平成23年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資及び小規模企業サポート融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額15,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額2,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債	平成23年度から令和6年度まで		令和7年度から令和10年度まで	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額100,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額15,000,000千円の範囲内で融資した資金及び小規模企業サポート融資として総額2,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては経営安定関連保証により債務保証した場合を除く。また、責任共有制度の対象外として債	県 費

	<p>務保証した場合に限る。)を行って生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内</p>				<p>務保証した場合に限る。)を行って生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、資金繰り支援借換融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内</p>	
<p>山梨県信用保証協会が、平成24年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資、小規模企業サポート融資、経営再生支援融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資と</p>	<p>平成24年度から令和6年度まで</p>		<p>令和7年度から令和11年度まで</p>	<p>金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資と</p>	<p>県 費</p>

	<p>して総額 500,000 千円の 範囲内で融資し た資金及び雇用 促進等支援融資 のうち重度心身 障害者等に必要 な作業施設の整 備等に要する融 資として総額 200,000 千円の 範囲内で融資し た資金について、 山梨県信用保証 協会が債務の保 証（経済変動対 策融資について は経営安定関連 保証及び東日本 大震災復興緊急 保証により債務 保証した場合を 除く。）を行っ たことによって 生じた代位弁済 額から、中小企 業信用保険法第 5条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額（責 任共有制度によ り債務保証した 場合にあっては 同条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額の80 %相当額）のう</p>				<p>して総額 500,000 千円の 範囲内で融資し た資金及び雇用 促進等支援融資 のうち重度心身 障害者等に必要 な作業施設の整 備等に要する融 資として総額 200,000 千円の 範囲内で融資し た資金について、 山梨県信用保証 協会が債務の保 証（経済変動対 策融資について は経営安定関連 保証及び東日本 大震災復興緊急 保証により債務 保証した場合を 除く。）を行っ たことによって 生じた代位弁済 額から、中小企 業信用保険法第 5条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額（責 任共有制度によ り債務保証した 場合にあっては 同条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額の80 %相当額）のう</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	ち、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				ち、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資に係るものについては60%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成25年度に債務保証する資金繰り支援借換融資、経済変動対策融資、小規模企業サポート融資、経営再生支援融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資	平成25年度から令和6年度まで		令和7年度から令和12年度まで	金融機関が、資金繰り支援借換融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資	県 費

	<p>のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことよって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資に係るものについては60%</p>				<p>のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことよって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資に係るものについては60%</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>				<p>以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>	
<p>山梨県信用保証協会が、平成26年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって</p>	<p>平成26年度から令和6年度まで</p>		<p>令和7年度から令和13年度まで</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額11,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって</p>	<p>県 費</p>

	<p>生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>				<p>生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>	
<p>山梨県信用保証協会が、平成27年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資</p>	<p>平成27年度から令和6年度まで</p>		<p>令和7年度から令和14年度まで</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資</p>	<p>県 費</p>

	<p>として総額 500,000千円の 範囲内で融資し た資金について、 山梨県信用保証 協会が債務の保 証（経済変動対 策融資について は経営安定関連 保証及び東日本 大震災復興緊急 保証により債務 保証した場合を 除く。）を行っ たことによって 生じた代位弁済 額から、中小企 業信用保険法第 5条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額（責 任共有制度によ り債務保証した 場合にあっては 同条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額の80 %相当額）のう ち、経済変動対 策融資に係るも のについては75 %以内、小規模 企業サポート融 資に係るものに ついては55%以 内、経営再生支 援融資に係るも</p>				<p>として総額 500,000千円の 範囲内で融資し た資金について、 山梨県信用保証 協会が債務の保 証（経済変動対 策融資について は経営安定関連 保証及び東日本 大震災復興緊急 保証により債務 保証した場合を 除く。）を行っ たことによって 生じた代位弁済 額から、中小企 業信用保険法第 5条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額（責 任共有制度によ り債務保証した 場合にあっては 同条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額の80 %相当額）のう ち、経済変動対 策融資に係るも のについては75 %以内、小規模 企業サポート融 資に係るものに ついては55%以 内、経営再生支 援融資に係るも</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	のについては65%以内				のについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成28年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した	平成28年度から令和6年度まで		令和7年度から令和15年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した	県 費

	<p>場合にあつては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>				<p>場合にあつては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内</p>	
<p>山梨県信用保証協会が、平成29年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連</p>	<p>平成29年度から令和6年度まで</p>		<p>令和7年度から令和16年度まで</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連</p>	<p>県 費</p>

	保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。)を行ってしたことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。)を行ってしたことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額(責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、平成30年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規	平成30年度から令和6年度まで		令和7年度から令和17年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規	県 費

	<p>模企業サポート 融資として総額 4,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金及び経 営再生支援融資 として総額 500,000 千円の 範囲内で融資し た資金について、 山梨県信用保証 協会が債務の保 証（経済変動対 策融資については 経営安定関連 保証及び東日本 大震災復興緊急 保証により債務 保証した場合を 除く。）を行っ たことによって 生じた代位弁済 額から、中小企 業信用保険法第 5条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額（責 任共有制度によ り債務保証した 場合にあつては 同条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額の80 %相当額）のう ち、経済変動対 策融資に係るも のについては75</p>				<p>模企業サポート 融資として総額 4,000,000 千円 の範囲内で融資 した資金及び経 営再生支援融資 として総額 500,000 千円の 範囲内で融資し た資金について、 山梨県信用保証 協会が債務の保 証（経済変動対 策融資については 経営安定関連 保証及び東日本 大震災復興緊急 保証により債務 保証した場合を 除く。）を行っ たことによって 生じた代位弁済 額から、中小企 業信用保険法第 5条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額（責 任共有制度によ り債務保証した 場合にあつては 同条の規定によ り支払いを受け た保険金の額を 控除した額の80 %相当額）のう ち、経済変動対 策融資に係るも のについては75</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、令和元年度に債務保証する経済変動対策融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額9,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第	令和元年度から令和6年度まで		令和7年度から令和18年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額9,000,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資については経営安定関連保証及び東日本大震災復興緊急保証により債務保証した場合を除く。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第	県 費

	5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、令和2年度に債務保証する経済変動対策融資、起業家支援融資、事業承継支援融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額 270,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額 1,500,000千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000千円の範囲内で融資	令和2年度から 令和6年度まで		令和7年度から 令和19年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額 270,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額 1,500,000千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000千円の範囲内で融資	県費

	<p>した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用された場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80</p>				<p>した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用された場合に限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内(ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、経営安定関連保証5号(令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間(経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。)に限る。)を付したものについては25%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。)、起業家支援融資及び事業承継支援融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以</p>				<p>%相当額)のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内(ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、経営安定関連保証5号(令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間(経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。)に限る。)を付したものについては25%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。)、起業家支援融資及び事業承継支援融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内				内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内	
山梨県信用保証協会が、令和3年度に債務保証する経済変動対策融資、起業家支援融資、事業承継支援融資、小規模企業サポート融資、経営再生支援融資及び新型コロナウイルス感染症関連借換融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額 50,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額 1,500,000千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額 4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額 500,000千円の範囲内で融資した資金及び新型コロナウイルス感染症関連借換融資として総額 21,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保	令和3年度から令和6年度まで		令和7年度から令和20年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額 50,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額 1,500,000千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額 4,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額 500,000千円の範囲内で融資した資金及び新型コロナウイルス感染症関連借換融資として総額 21,000,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保	県費

	<p>証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217 中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定）第14項（1）ただし書きによる料率が適用されたものに限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合においては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについて</p>				<p>証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217 中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定）第14項（1）ただし書きによる料率が適用されたものに限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合においては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについて</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>は75%以内(ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものである)については20%以内、経営安定関連保証5号(令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間(経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。)に限る。)を付したものである)については25%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものである)については40%以内とする。)、起業家支援融資及び事業承継支援融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以</p>				<p>は75%以内(ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものである)については20%以内、経営安定関連保証5号(令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間(経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長された期間を含む。)に限る。)を付したものである)については25%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものである)については40%以内とする。)、起業家支援融資及び事業承継支援融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	内、新型コロナウイルス感染症関連借換融資に係るものについては100%以内(ただし、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証であって、同法第2条第4号に係るものについては20%以内とする。)				内、新型コロナウイルス感染症関連借換融資に係るものについては100%以内(ただし、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証であって、同法第2条第4号に係るものについては20%以内とする。)	
山梨県信用保証協会が、令和4年度に債務保証する経済変動対策融資、起業家支援融資、事業承継支援融資、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資、小規模企業サポート融資、経営再生支援融資及び新型コロナウイルス感染症関連借換融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額 9,000,000 千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資として総額 10,000,000 千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額	令和4年度から令和6年度まで		令和7年度から令和21年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額 9,000,000 千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資として総額 10,000,000 千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額	県 費

	<p>4,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額</p> <p>500,000 千円の範囲内で融資した資金及び新型コロナウイルス感染症関連借換融資として総額</p> <p>21,000,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217 中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定）第14項（1）ただし書きによる料率が適用されたものに限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企</p>				<p>4,000,000 千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額</p> <p>500,000 千円の範囲内で融資した資金及び新型コロナウイルス感染症関連借換融資として総額</p> <p>21,000,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217 中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定）第14項（1）ただし書きによる料率が適用されたものに限る。）を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内（ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものであるものについては20%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものであるものについては40%以内とする。）、起業家支援融資、事業承継支援融資及び新型コロナウイルス・物価高騰対応経営再生融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%</p>				<p>業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内（ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものであるものについては20%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものであるものについては40%以内とする。）、起業家支援融資、事業承継支援融資及び新型コロナウイルス・物価高騰対応経営再生融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内（ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金を借り換えた場合（当該既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。）であって事業再生計画実施関連保証を付したものについては20%以内とする。）、新型コロナウイルス感染症関連借換融資に係るものについては100%以内（ただし、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証であって、同法第2条第4号に係るものについては20%以内とする。）</p>				<p>以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内（ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金を借り換えた場合（当該既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。）であって事業再生計画実施関連保証を付したものについては20%以内とする。）、新型コロナウイルス感染症関連借換融資に係るものについては100%以内（ただし、中小企業信用保険法第12条に規定する経営安定関連保証であって、同法第2条第4号に係るものについては20%以内とする。）</p>	
<p>山梨県信用保証協会が、令和5年度に債務保証する経済変動対策融資、起業家支援融資、事業承継支援融資、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資に</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額9,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業</p>	<p>令和5年度から令和6年度まで</p>		<p>令和7年度から令和22年度まで</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額9,000,000千円の範囲内で融資した資金、起業</p>	<p>県 費</p>

<p>ついて損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>家支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、新型コロナウイルス・物価高騰対応経営再生融資として総額 22,000,000 千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額 4,000,000 千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額 500,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217 中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借</p>				<p>家支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、新型コロナウイルス・物価高騰対応経営再生融資として総額 22,000,000 千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額 4,000,000 千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額 500,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217 中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借</p>	
--------------------------------	---	--	--	--	---	--

	<p>換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定）第14項(1)ただし書きによる料率が適用されたものに限る。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内（ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものにつ</p>				<p>換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定）第14項(1)ただし書きによる料率が適用されたものに限る。)を行ったことによって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内（ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものにつ</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>いては40%以内とする。)、起業家支援融資(ただし、スタートアップ創出促進保証制度(令和5年2月6日付け、20230130中庁第3号)による保証を付したものについては10%以内とする。)、事業承継支援融資及び新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内(ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金を借り換えた場合(当該既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。))であって事業再生計画実施関連保証を付したものについては20%以内、</p>				<p>いては40%以内とする。)、起業家支援融資(ただし、スタートアップ創出促進保証制度(令和5年2月6日付け、20230130中庁第3号)による保証を付したものについては10%以内とする。)、事業承継支援融資及び新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内(ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金を借り換えた場合(当該既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。))であって事業再生計画実施関連保証を付したものについて</p>	
--	--	--	--	--	---	--

	<p>経営安定関連保証 5号（令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ貸付実行されたものに限る。）に係る既往借入金（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）については25%以内とする。）</p>				<p>経営安定関連保証 5号（令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ貸付実行されたものに限る。）に係る既往借入金（信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）については25%以内とする。）</p>	
<p>山梨県信用保証協会が、令和6年度に債務保証する経済変動対策融資、起業家支援融資、事業承継支援融資、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資、経営力強化支援融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償</p>	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額 9,000,000 千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資</p>	令和6年度中		令和7年度から令和23年度まで	<p>金融機関が、経済変動対策融資として総額 9,000,000 千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資</p>	県費

	<p>した資金、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資として総額22,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営力強化支援融資として総額7,100,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、令和2年9月18日</p>				<p>した資金、新型コロナ・物価高騰対応経営再生融資として総額22,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営力強化支援融資として総額7,100,000千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額4,000,000千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額500,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、令和2年9月18日</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	<p>制定) 第 14 項  (1)ただし書きによる料率が適用されたもの、経営力強化支援保証については、経営安定関連保証 5 号を付したものに限る。)を行ったことよって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第 5 条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額 (責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の 80%相当額) のうち、経済変動対策融資に係るものについては 75%以内 (ただし、経営安定関連保証 1 号若しくは 4 号又は災害関係保証を付したものについては 20%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したも</p>				<p>制定) 第 14 項  (1)ただし書きによる料率が適用されたもの、経営力強化支援保証については、経営安定関連保証 5 号を付したものに限る。)を行ったことよって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第 5 条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額 (責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の 80%相当額) のうち、経済変動対策融資に係るものについては 75%以内 (ただし、経営安定関連保証 1 号若しくは 4 号又は災害関係保証を付したものについては 20%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したも</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>のについては40%以内とする。)、起業家支援融資(ただし、スタートアップ創出促進保証制度(令和5年2月6日付け、20230130中庁第3号)による保証を付したもののについては10%以内とする。)、事業承継支援融資、新型コロナウイルス・物価高騰対応経営再生融資及び経営力強化支援融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内(ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金を借り換えた場合(当該既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。))であって事業再生計画実施関連保証又は責任共有</p>				<p>のについては40%以内とする。)、起業家支援融資(ただし、スタートアップ創出促進保証制度(令和5年2月6日付け、20230130中庁第3号)による保証を付したもののについては10%以内とする。)、事業承継支援融資、新型コロナウイルス・物価高騰対応経営再生融資及び経営力強化支援融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内(ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金を借り換えた場合(当該既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。))であって事業再生計画実施関連保証又は責任共有</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金若しくは経営安定関連保証5号(令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間(延長後の期間を含む。)に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ、貸付実行されたものに限る。)に係る既往借入金を借り換えた場合(信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。)であって、事業再生計画実施関連保証(感染症対応型に限る。)を付したものについては20%以内、経営安定関連保証5号(令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間(延長後の</p>				<p>制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金若しくは経営安定関連保証5号(令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間(延長後の期間を含む。)に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ、貸付実行されたものに限る。)に係る既往借入金を借り換えた場合(信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。)であって、事業再生計画実施関連保証(感染症対応型に限る。)を付したものについては20%以内、経営安定関連保証5号(令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間(延長後の</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	期間を含む。)に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ貸付実行されたものに限る。)に係る既往借入金を借り換えた場合(信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。)については25%以内とする。)				期間を含む。)に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ貸付実行されたものに限る。)に係る既往借入金を借り換えた場合(信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。)については25%以内とする。)	
山梨県信用保証協会が、令和7年度に債務保証する経済変動対策融資、起業家支援融資、事業承継支援融資、経営力強化支援融資、小規模企業サポート融資及び経営再生支援融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償	金融機関が、経済変動対策融資として総額 9,000,000 千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、経営力強化支援融資として総額 17,000,000 千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額			令和7年度から令和24年度まで	金融機関が、経済変動対策融資として総額 9,000,000 千円の範囲内で融資した資金、起業家支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、事業承継支援融資として総額 1,500,000 千円の範囲内で融資した資金、経営力強化支援融資として総額 17,000,000 千円の範囲内で融資した資金、小規模企業サポート融資として総額	県 費

	<p>4,000,000 千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額</p> <p>500,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217 中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定）第14項(1)ただし書きによる料率が適用されたもの、経営力強化支援融資については、経営安定関連保証5号を付したものに限る。）を行ったことよって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規</p>				<p>4,000,000 千円の範囲内で融資した資金及び経営再生支援融資として総額</p> <p>500,000 千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（事業承継支援融資については、事業承継特別保証制度要綱（20191217 中庁第4号、令和元年12月25日制定）第10項ただし書きによる料率が適用されたもの又は経営承継借換関連保証事務取扱要領（20200915中庁第2号、令和2年9月18日制定）第14項(1)ただし書きによる料率が適用されたもの、経営力強化支援融資については、経営安定関連保証5号を付したものに限る。）を行ったことよって生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内（ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。）、起業家支援融資（ただし、スタートアップ創出促進保証制度（令和5年2月6日付け、20230130中庁第3号）による保証を付したものについては10%以内とする。）、事業承継支援融資及び</p>				<p>定により支払いを受けた保険金の額を控除した額（責任共有制度により債務保証した場合にあっては、同条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額の80%相当額）のうち、経済変動対策融資に係るものについては75%以内（ただし、経営安定関連保証1号若しくは4号又は災害関係保証を付したものについては20%以内、危機関連保証又は東日本大震災復興緊急保証を付したものについては40%以内とする。）、起業家支援融資（ただし、スタートアップ創出促進保証制度（令和5年2月6日付け、20230130中庁第3号）による保証を付したものについては10%以内とする。）、事業承継支援融資及び</p>	
--	--	--	--	--	--	--

	<p>経営力強化支援融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内（ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金を借り換えた場合（当該既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。）であって事業再生計画実施関連保証又は責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金若しくは経営安定関連保証5号（令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ、貸付実行さ</p>				<p>経営力強化支援融資に係るものについては20%以内、小規模企業サポート融資に係るものについては55%以内、経営再生支援融資に係るものについては65%以内（ただし、責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金を借り換えた場合（当該既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。）であって事業再生計画実施関連保証又は責任共有制度の対象除外となる協会の保証付きの既往借入金若しくは経営安定関連保証5号（令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ、貸付実行さ</p>	
--	---	--	--	--	---	--

	<p>れたものに限る。)に係る既往借入金を借り換えた場合(信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。)であって、事業再生計画実施関連保証(感染症対応型に限る。)を付したものについては20%以内、経営安定関連保証5号(令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間(延長後の期間を含む。)に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ貸付実行されたものに限る。)に係る既往借入金を借り換えた場合(信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。)については25%以内とする。</p>				<p>れたものに限る。)に係る既往借入金を借り換えた場合(信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換えた場合に限る。)であって、事業再生計画実施関連保証(感染症対応型に限る。)を付したものについては20%以内、経営安定関連保証5号(令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として指定した期間(延長後の期間を含む。)に信用保証協会が申込を受け付けし、かつ貸付実行されたものに限る。)に係る既往借入金を借り換えた場合(信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。)については25%以内とする。</p>	
--	---	--	--	--	---	--

信玄公祭りの開催に対し助成	28,259			令和8年度	28,259	県費	28,259
県民文化ホールの管理について協定を締結	903,340	令和5年度から令和6年度まで	440,375	令和7年度から令和8年度まで	462,965	県費	462,965
美術館、文学館及び芸術の森公園の管理について協定を締結	2,002,439	令和6年度中	497,753	令和7年度から令和9年度まで	1,504,686	県費	1,504,686
県立博物館における企画展の開催について契約を締結	65,000	令和6年度中		令和7年度から令和8年度まで	65,000	使用料 県費	15,775 49,225
やまなしパラスポーツセンターの管理について協定を締結	88,129			令和7年度から令和8年度まで	88,129	県費	88,129
小瀬スポーツ公園の管理について協定を締結	2,080,112	令和5年度から令和6年度まで	995,291	令和7年度から令和8年度まで	1,002,566	県費	1,002,566
富士北麓公園の管理について協定を締結	371,975	令和5年度から令和6年度まで	182,074	令和7年度から令和8年度まで	185,088	県費	185,088
御勅使南公園の管理について協定を締結	340,058	令和5年度から令和6年度まで	166,854	令和7年度から令和8年度まで	169,975	県費	169,975
緑が丘スポーツ公園の管理について協定を締結	328,360			令和7年度から令和10年度まで	328,360	県費	328,360
飯田野球場の管理について協定を締結	30,998	令和5年度から令和6年度まで	15,460	令和7年度から令和8年度まで	15,514	県費	15,514
八代射撃場の管理について協定を締結	21,814	令和5年度から令和6年度まで	10,770	令和7年度から令和8年度まで	10,840	県費	10,840
令和6年度に山梨県信用農業協同組合連合会等金融機関及び公益社団法人全国農地保有合理化協会が、公益財団法人山梨県農業振興公社に融資した事業資金の損失補償	241,793千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	令和6年度中		令和7年度から令和16年度まで	241,793千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	県費	

同上 (令和7年度)	235,793千円を 限度として貸付 けた場合の元利 金(遅延利息を 含む。)に相当 する額			令和7年度から 令和17年度まで	235,793千円を 限度として貸付 けた場合の元利 金(遅延利息を 含む。)に相当 する額	県費
平成26年度融資に係る農業近代化 資金の利子補給	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	平成27年度から 令和6年度まで	2,904	令和7年度から 令和16年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成27年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	平成28年度から 令和6年度まで	12,930	令和7年度から 令和17年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成28年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	平成29年度から 令和6年度まで	9,741	令和7年度から 令和18年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成29年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	平成30年度から 令和6年度まで	13,541	令和7年度から 令和19年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (平成30年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	令和元年度から 令和6年度まで	55,982	令和7年度から 令和20年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (令和元年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	令和2年度から 令和6年度まで	15,490	令和7年度から 令和21年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (令和2年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	令和3年度から 令和6年度まで	12,500	令和7年度から 令和22年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (令和3年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	令和4年度から 令和6年度まで	20,279	令和7年度から 令和23年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (令和4年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	令和5年度から 令和6年度まで	11,862	令和7年度から 令和24年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費

同上 (令和5年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内	令和6年度中	7,891	令和7年度から 令和25年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (令和6年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内			令和7年度から 令和26年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
同上 (令和7年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年1.85%以内			令和7年度から 令和27年度まで	融資残額の年 1.85%以内	県費
令和6年度融資に係る農業災害対策資金の利子補助	融資限度額 100,000千円の 年1.0%以内			令和7年度から 令和16年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費
同上 (令和7年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.0%以内			令和8年度から 令和17年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費
令和6年度融資に係る農村住宅資金の利子補給	融資限度額 100,000千円の 年1.75%以内			令和7年度から 令和21年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費
同上 (令和7年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.75%以内			令和8年度から 令和22年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費
令和6年度融資に係る農業経営改善資金の利子補給	融資限度額 100,000千円の 年1.75%以内			令和7年度から 令和16年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費
同上 (令和7年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.75%以内			令和8年度から 令和17年度まで	融資残額の年 1.75%以内	県費
令和6年度融資に係る中山間地域活性化資金の利子補給	融資限度額 100,000千円の 年1.8%以内			令和7年度から 令和31年度まで	融資残額の年 1.8%以内	県費
同上 (令和7年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.8%以内			令和8年度から 令和32年度まで	融資残額の年 1.8%以内	県費

平成15年度融資に係る農業経営基盤強化資金の利子補助	融資限度額 1,500,000千円 の年0.25%以内	平成16年度から 令和6年度まで	6,725	令和7年度から 令和10年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成16年度)	融資限度額 1,500,000千円 の年0.25%以内	平成17年度から 令和6年度まで	1,460	令和7年度から 令和11年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成17年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年0.25%以内	平成18年度から 令和6年度まで	2,717	令和7年度から 令和12年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成19年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年0.25%以内	平成20年度から 令和6年度まで	2,250	令和7年度から 令和14年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成20年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年0.25%以内	平成21年度から 令和6年度まで	5,118	令和7年度から 令和15年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
同上 (平成21年度)	融資限度額 1,000,000千円 の年0.25%以内	平成22年度から 令和6年度まで	5,040	令和7年度から 令和16年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費
令和6年度融資に係る農業経営負担軽減支援資金の利子補給	融資限度額 100,000千円の 年1.95%以内			令和7年度から 令和21年度まで	融資残額の年 1.95%以内	県費
同上 (令和7年度)	融資限度額 100,000千円の 年1.95%以内			令和8年度から 令和22年度まで	融資残額の年 1.95%以内	県費
平成26年度融資に係る平成26年2月の雪害を受けた農業者に対する償還円滑化緊急借換資金の利子補助	融資限度額 550,000千円の 年1.0%以内	平成26年度から 令和6年度まで	3,550	令和7年度から 令和11年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費
平成26年度融資に係る平成26年2月の雪害を受けた農業者に対する農業施設復旧支援対策資金の利子補助	融資限度額 17,300,000千円 の年1.0%以内	平成26年度から 令和6年度まで	39,988	令和7年度から 令和21年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費

同上 (平成27年度)	融資限度額 9,700,000千円 の年1.0%以内	平成27年度から 令和6年度まで	36,420	令和7年度から 令和22年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費	
平成26年度融資に係る平成26年2月の雪害を受けた農業者に対する被災農業者リスクスケジュール資金の利子補助	融資限度額 350,000千円 の年1.0%以内	平成26年度から 令和6年度まで	5,254	令和7年度から 令和14年度まで	融資残額の年 1.0%以内	県費	
まきば公園の管理について協定を締結	72,217	令和5年度から 令和6年度まで	35,359	令和7年度から 令和8年度まで	36,652	県費	36,652
八ヶ岳牧場の管理について協定を締結	819,915			令和7年度から 令和10年度まで	819,915	県費	819,915
令和6年度融資に係る大家畜特別支援資金の利子補給	融資限度額 36,000千円 の年0.56%以内			令和7年度から 令和21年度まで	融資残額の年 0.56%以内	県費	
同上 (令和7年度)	融資限度額 18,000千円 の年0.57%以内			令和8年度から 令和22年度まで	融資残額の年 0.57%以内	県費	
令和6年度融資に係る畜産経営体質強化支援資金の利子補給	融資限度額 306,000千円 の年0.25%以内			令和7年度から 令和31年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費	
同上 (令和7年度)	融資限度額 147,000千円 の年0.25%以内			令和8年度から 令和32年度まで	融資残額の年 0.25%以内	県費	
令和4年度融資に係る家畜疾病経営維持資金の利子補給	融資限度額 320,000千円 の年0.919%以内	令和5年度から 令和6年度まで	228	令和7年度から 令和11年度まで	融資残額の年 0.919%以内	県費	
同上 (令和6年度)	融資限度額 180,000千円 の年1.019%以内			令和7年度から 令和13年度まで	融資残額の年 1.019%以内	県費	

同上 (令和7年度)	融資限度額 160,000千円の 年1.019%以内			令和8年度から 令和14年度まで	融資残額の年 1.019%以内	県費
富士湧水の里水族館の管理について協定を締結	160,076	令和5年度から 令和6年度まで	75,594	令和7年度から 令和8年度まで	80,038	県費 80,038
フラワーセンターの管理について協定を締結	45,932	令和5年度から 令和6年度まで	14,947	令和7年度から 令和8年度まで	22,966	県費 22,966
国庫補助農地防災事業（用排水施設等整備事業）について請負契約を締結	316,000			令和7年度から 令和8年度まで	316,000	負担金 63,200 国庫支出金 173,800 県債 71,000 県費 8,000
国庫補助農地防災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）について請負契約を締結	425,000			令和7年度から 令和8年度まで	425,000	負担金 46,750 国庫支出金 233,750 県債 129,000 県費 15,500
国庫補助農地防災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）について請負契約を締結	110,000			令和8年度	110,000	負担金 12,100 国庫支出金 60,500 県債 33,000 県費 4,400
国庫補助農地防災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）について請負契約を締結	340,000			令和8年度から 令和9年度まで	340,000	負担金 37,400 国庫支出金 187,000 県債 104,000 県費 11,600
令和7年度に銀行その他の金融機関が山梨県住宅供給公社に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損失を補償	6,490,455千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額			令和7年度から 令和8年度まで	6,490,455千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額	県費

電子入札・公共事業総合管理システムの基本設計業務について委託契約を締結	31,346			令和8年度	31,346	県費	31,346
一般国道140号道路改良工事（甲府市）について請負契約を締結	150,000			令和8年度	150,000	国庫支出金 県債 県費	82,500 60,000 7,500
一般国道140号道路改良工事1工区（笛吹市）について請負契約を締結	80,000			令和8年度	80,000	国庫支出金 県債 県費	44,000 32,000 4,000
一般国道140号道路改良工事2工区（笛吹市）について請負契約を締結	250,000			令和8年度	250,000	国庫支出金 県債 県費	137,500 101,000 11,500
一般国道140号道路改良工事3工区（笛吹市）について請負契約を締結	250,000			令和8年度	250,000	国庫支出金 県債 県費	137,500 101,000 11,500
一般国道140号道路改良工事4工区（笛吹市）について請負契約を締結	300,000			令和8年度	300,000	国庫支出金 県債 県費	165,000 121,000 14,000
一般国道140号道路改良工事1工区（甲府市）について用地取得及び物件移転補償契約を締結	45,000			令和8年度	45,000	国庫支出金 県債 県費	24,750 18,000 2,250
一般国道140号道路改良工事2工区（甲府市）について用地取得及び物件移転補償契約を締結	45,000			令和8年度	45,000	国庫支出金 県債 県費	24,750 18,000 2,250
一般国道140号道路改良工事3工区（甲府市）について用地取得及び物件移転補償契約を締結	45,000			令和8年度	45,000	国庫支出金 県債 県費	24,750 18,000 2,250

一般国道141号道路改良工事（韮崎市）について請負契約を締結	100,000			令和8年度	100,000	国庫支出金 55,000 県債 40,000 県費 5,000
一般国道141号電線共同溝工事（韮崎市）について請負契約を締結	100,000			令和8年度	100,000	国庫支出金 55,000 県債 40,000 県費 5,000
一般国道358号道路改良工事（甲府市）について請負契約を締結	150,000			令和8年度	150,000	国庫支出金 81,000 県債 62,000 県費 7,000
一般国道411号一之瀬高橋2号トンネル（仮称）新設工事（甲州市）について請負契約を締結	1,600,000			令和8年度から 令和9年度まで	1,600,000	国庫支出金 950,400 県債 584,000 県費 65,600
一般国道413号道路改良工事1工区（南都留郡道志村）について請負契約を締結	80,000			令和8年度	80,000	国庫支出金 47,520 県債 29,000 県費 3,480
一般国道413号道路改良工事2工区（南都留郡道志村）について請負契約を締結	70,000			令和8年度	70,000	国庫支出金 37,800 県債 28,000 県費 4,200
主要地方道長坂高根線道路改良工事（北杜市）について請負契約を締結	100,000			令和8年度	100,000	国庫支出金 55,000 県債 40,000 県費 5,000
主要地方道甲府中央右左口線道路改良工事1工区（甲府市）について請負契約を締結	400,000			令和8年度	400,000	国庫支出金 216,000 県債 165,000 県費 19,000
主要地方道甲府中央右左口線道路改良工事2工区（甲府市）について請負契約を締結	200,000			令和8年度	200,000	国庫支出金 108,000 県債 82,000 県費 10,000

主要地方道甲斐早川線道路改良工事（南巨摩郡早川町）について請負契約を締結	170,000			令和8年度	170,000	諸収入 170,000
一般県道天神平甲府線三光寺山トンネル（仮称）新設工事（甲府市）について請負契約を締結	1,800,000			令和7年度から 令和8年度まで	1,800,000	国庫支出金 1,098,900 県債 630,000 県費 71,100
一般国道140号落合5号橋（仮称）上部工事2工区（甲府市）について請負契約を締結	650,000			令和7年度から 令和8年度まで	650,000	国庫支出金 357,500 県債 263,000 県費 29,500
一般国道140号波川第一橋（仮称）上部工事（甲府市）について請負契約を締結	2,000,000			令和7年度から 令和9年度まで	2,000,000	国庫支出金 1,100,000 県債 810,000 県費 90,000
一般国道140号東油川ランプ橋（仮称）下部工事（笛吹市）について請負契約を締結	130,000			令和8年度	130,000	国庫支出金 71,500 県債 52,000 県費 6,500
一般国道140号小石和1-1号橋（仮称）下部工事（笛吹市）について請負契約を締結	200,000			令和8年度	200,000	国庫支出金 110,000 県債 81,000 県費 9,000
一般国道140号唐柏2号橋（仮称）下部工事（笛吹市）について請負契約を締結	350,000			令和7年度から 令和8年度まで	350,000	国庫支出金 192,500 県債 141,000 県費 16,500
一般国道140号唐柏2号橋（仮称）上部工事（笛吹市）について請負契約を締結	550,000			令和8年度から 令和9年度まで	550,000	国庫支出金 302,500 県債 222,000 県費 25,500
一般国道140号唐柏3号橋（仮称）下部工事（笛吹市）について請負契約を締結	350,000			令和7年度から 令和8年度まで	350,000	国庫支出金 192,500 県債 141,000 県費 16,500

一般国道 140 号唐柏 3 号橋（仮称）上部工事（笛吹市）について請負契約を締結	550,000			令和 8 年度から 令和 9 年度まで	550,000	国庫支出金 302,500 県 債 222,000 県 費 25,500
一般国道 140 号唐柏 4 号橋（仮称）下部工事（笛吹市）について請負契約を締結	350,000			令和 7 年度から 令和 8 年度まで	350,000	国庫支出金 192,500 県 債 141,000 県 費 16,500
一般国道 140 号唐柏 4 号橋（仮称）上部工事（笛吹市）について請負契約を締結	550,000			令和 8 年度から 令和 9 年度まで	550,000	国庫支出金 302,500 県 債 222,000 県 費 25,500
一般国道 140 号広瀬 1 号橋（仮称）下部工事（笛吹市）について請負契約を締結	400,000			令和 7 年度から 令和 8 年度まで	400,000	国庫支出金 220,000 県 債 162,000 県 費 18,000
一般国道 140 号広瀬 1 号橋（仮称）上部工事（笛吹市）について請負契約を締結	600,000			令和 8 年度から 令和 9 年度まで	600,000	国庫支出金 330,000 県 債 243,000 県 費 27,000
一般国道 140 号広瀬 2 号橋（仮称）下部工事 1 工区（笛吹市）について請負契約を締結	200,000			令和 7 年度から 令和 8 年度まで	200,000	国庫支出金 110,000 県 債 81,000 県 費 9,000
一般国道 140 号広瀬 2 号橋（仮称）下部工事 2 工区（笛吹市）について請負契約を締結	400,000			令和 7 年度から 令和 8 年度まで	400,000	国庫支出金 220,000 県 債 162,000 県 費 18,000
主要地方道甲府昇仙峡線新長とろ橋上部工事（甲府市、甲斐市）について請負契約を締結	900,000			令和 7 年度から 令和 8 年度まで	900,000	国庫支出金 495,000 県 債 364,000 県 費 41,000
一般県道横手日野春停車場線駒城橋上部工事 1 工区（北杜市）について請負契約を締結	300,000			令和 7 年度から 令和 8 年度まで	300,000	国庫支出金 165,000 県 債 121,000 県 費 14,000

一般県道横手日野春停車場線駒城橋上部工事2工区(北杜市)について請負契約を締結	350,000			令和8年度から 令和9年度まで	350,000	国庫支出金 192,500 県債 141,000 県費 16,500
一般国道139号電線共同溝工事1工区(富士吉田市)について物件移転補償契約を締結	23,900			令和7年度から 令和10年度まで	23,900	国庫支出金 13,145 県債 9,000 県費 1,755
一般国道139号電線共同溝工事2工区(富士吉田市)について物件移転補償契約を締結	150,000			令和8年度	150,000	国庫支出金 82,500 県債 60,000 県費 7,500
一般国道137号藤の木橋補修工事(笛吹市)について請負契約を締結	160,000			令和8年度	160,000	国庫支出金 95,040 県債 58,000 県費 6,960
一般国道141号月の木上橋補修工事(北杜市)について請負契約を締結	60,000			令和8年度	60,000	国庫支出金 35,640 県債 21,000 県費 3,360
一般国道413号大室橋補修工事(南都留郡道志村)について請負契約を締結	100,000			令和8年度	100,000	国庫支出金 59,400 県債 36,000 県費 4,600
一般県道山梨笛吹線四ノ橋補修工事(笛吹市)について請負契約を締結	140,000			令和8年度	140,000	国庫支出金 83,160 県債 51,000 県費 5,840
一般県道万力小屋敷線根津橋補修工事(山梨市)について請負契約を締結	100,000			令和8年度	100,000	国庫支出金 59,400 県債 36,000 県費 4,600
一般県道石和温泉停車場線鵜飼橋補修工事(笛吹市)について請負契約を締結	170,000			令和8年度	170,000	国庫支出金 100,980 県債 62,000 県費 7,020

一般県道桑西下真木線小佐野橋補修工事（大月市）について請負契約を締結	390,000			令和8年度から 令和9年度まで	390,000	国庫支出金 231,660 県債 142,000 県費 16,340
一般県道富士河口湖富士線河口湖大橋補修工事（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結	50,000			令和8年度	50,000	国庫支出金 29,700 県債 18,000 県費 2,300
路面清掃業務について委託契約を締結	573,606			令和8年度から 令和9年度まで	573,606	県費 573,606
一級河川横川基幹河川改修工事（南アルプス市）について請負契約を締結	600,000			令和8年度から 令和9年度まで	600,000	国庫支出金 300,000 県債 270,000 県費 30,000
一級河川芦川基幹河川改修工事（西八代郡市川三郷町）について請負契約を締結	75,000			令和8年度	75,000	国庫支出金 37,500 県債 33,000 県費 4,500
一級河川鎌田川基幹河川改修工事1工区（中央市）について請負契約を締結	200,000			令和8年度	200,000	国庫支出金 100,000 県債 90,000 県費 10,000
一級河川鎌田川基幹河川改修工事2工区（中央市）について請負契約を締結	160,000			令和8年度	160,000	国庫支出金 80,000 県債 72,000 県費 8,000
一級河川濁川基幹河川改修工事3工区（甲府市）について物件移転補償契約を締結	140,000			令和7年度から 令和8年度まで	140,000	国庫支出金 70,000 県債 63,000 県費 7,000
一級河川渋川基幹河川改修工事（笛吹市）について請負契約を締結	90,000			令和8年度	90,000	国庫支出金 40,000 諸収入 10,000 県債 36,000 県費 4,000

一級河川平等川基幹河川改修工事 (笛吹市) について請負契約を締結	80,000			令和8年度	80,000	国庫支出金 35,000 諸収入 10,000 県債 31,000 県費 4,000
一級河川高倉川改修工事(甲府市) について請負契約を締結	200,000			令和8年度	200,000	国庫支出金 100,000 県債 90,000 県費 10,000
一級河川境川改修工事(甲府市) について請負契約を締結	80,000			令和8年度	80,000	国庫支出金 40,000 県債 36,000 県費 4,000
一級河川狐川改修工事(笛吹市) について請負契約を締結	80,000			令和8年度	80,000	国庫支出金 40,000 県債 36,000 県費 4,000
一級河川古川改修工事(韮崎市) について請負契約を締結	70,000			令和8年度	70,000	国庫支出金 25,000 諸収入 20,000 県債 22,000 県費 3,000
一級河川朝日川改修工事(都留市) について請負契約を締結	50,000			令和8年度	50,000	国庫支出金 25,000 県債 22,000 県費 3,000
一級河川入山川改修工事(富士吉田市) について請負契約を締結	60,000			令和8年度	60,000	国庫支出金 20,000 諸収入 20,000 県債 18,000 県費 2,000
一級河川横川伏越・水門改修工事 (南アルプス市) について請負契約を締結	50,000			令和8年度	50,000	国庫支出金 25,000 県債 22,000 県費 3,000
一級河川貢川改修工事(甲斐市) について請負契約を締結	70,000			令和8年度	70,000	国庫支出金 31,500 県債 34,000 県費 4,500

一級河川新名庄川改修工事（南都留郡忍野村）について用地取得及び物件移転補償契約を締結	30,000			令和8年度	30,000	国庫支出金 13,500 県債 14,000 県費 2,500
一級河川中野川改修工事（富士吉田市）について請負契約を締結	50,000			令和8年度	50,000	県債 50,000
一級河川小佐野川改修工事（富士吉田市）について請負契約を締結	40,000			令和8年度	40,000	県債 40,000
一級河川馬場川改修工事（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結	50,000			令和8年度	50,000	県債 50,000
広瀬ダム取水設備改良工事3工区（山梨市）について請負契約を締結	350,000			令和7年度から 令和8年度まで	350,000	国庫支出金 121,800 諸収入 45,500 県債 164,000 県費 18,700
大門ダム洪水吐ゲート設備改良工事（北杜市）について請負契約を締結	120,000			令和8年度	120,000	国庫支出金 44,016 諸収入 9,960 県債 59,000 県費 7,024
大門ダム非常用電源設備改良工事（北杜市）について請負契約を締結	70,000			令和8年度	70,000	国庫支出金 25,676 諸収入 5,810 県債 34,000 県費 4,514
富士川水系大和川通常砂防工事（南アルプス市）について請負契約を締結	50,000			令和8年度	50,000	国庫支出金 25,000 県債 22,000 県費 3,000
富士川水系芦沢川通常砂防工事（南アルプス市）について請負契約を締結	40,000			令和8年度	40,000	国庫支出金 20,000 県債 18,000 県費 2,000
富士川水系中沢川通常砂防工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	60,000			令和8年度	60,000	国庫支出金 30,000 県債 27,000 県費 3,000

相模川水系仲間沢右支川通常砂防工事（上野原市）について請負契約を締結	30,000			令和8年度	30,000	国庫支出金 県債 県費	15,000 13,000 2,000
相模川水系倉見下沢通常砂防工事（南都留郡西桂町）について請負契約を締結	50,000			令和8年度	50,000	国庫支出金 県債 県費	25,000 22,000 3,000
相模川水系釜の前沢通常砂防工事（南都留郡道志村）について請負契約を締結	40,000			令和8年度	40,000	国庫支出金 県債 県費	20,000 18,000 2,000
富士川水系東久保沢火山砂防工事（甲斐市）について請負契約を締結	40,000			令和8年度	40,000	国庫支出金 県債 県費	22,000 16,000 2,000
大和地区地すべり対策工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結	50,000			令和8年度	50,000	国庫支出金 県債 県費	25,000 22,000 3,000
新開地区急傾斜地崩壊対策工事（富士吉田市）について請負契約を締結	40,000			令和8年度	40,000	負担金 国庫支出金 県債 県費	4,000 18,000 16,000 2,000
町屋地区急傾斜地崩壊対策工事（南巨摩郡南部町）について請負契約を締結	50,000			令和8年度	50,000	負担金 国庫支出金 県債 県費	2,500 23,750 21,000 2,750
相模川水系新名庄川砂防工事（南都留郡忍野村）について請負契約を締結	50,000			令和8年度	50,000	県債	50,000
浅間町地区急傾斜地崩壊対策工事（富士吉田市）について請負契約を締結	40,000			令和8年度	40,000	負担金 県債	4,000 36,000
都市計画道路和戸町竜王線道路改良工事1工区（甲府市）について請負契約を締結	110,000			令和8年度	110,000	国庫支出金 県債 県費	60,500 44,000 5,500

都市計画道路和戸町竜王線道路改良工事2工区(甲府市)について請負契約を締結	80,000			令和8年度	80,000	国庫支出金 44,000 県債 32,000 県費 4,000
都市計画道路大手二丁目浅原橋線道路改良工事1工区(甲府市)について用地取得及び物件移転補償契約を締結	240,000			令和7年度から 令和8年度まで	240,000	国庫支出金 132,000 県債 97,000 県費 11,000
都市計画道路大手二丁目浅原橋線道路改良工事2工区(甲府市)について用地取得及び物件移転補償契約を締結	30,000			令和8年度	30,000	国庫支出金 16,500 県債 12,000 県費 1,500
都市計画道路大手二丁目浅原橋線道路改良工事3工区(甲府市)について用地取得及び物件移転補償契約を締結	45,000			令和8年度	45,000	国庫支出金 26,730 県債 16,000 県費 2,270
都市計画道路田富町敷島線道路改良工事1工区(甲斐市)について請負契約を締結	100,000			令和8年度	100,000	国庫支出金 55,000 県債 40,000 県費 5,000
都市計画道路田富町敷島線道路改良工事2工区(甲斐市)について請負契約を締結	40,000			令和8年度	40,000	国庫支出金 22,000 県債 16,000 県費 2,000
都市計画道路田富町敷島線道路改良工事3工区(甲斐市)について請負契約を締結	100,000			令和8年度	100,000	国庫支出金 55,000 県債 40,000 県費 5,000
都市計画道路田富町敷島線道路改良工事1工区(甲斐市)について用地取得及び物件移転補償契約を締結	27,000			令和8年度	27,000	国庫支出金 14,850 県債 10,000 県費 2,150
都市計画道路田富町敷島線道路改良工事2工区(甲斐市)について用地取得及び物件移転補償契約を締結	22,500			令和8年度	22,500	国庫支出金 12,375 県債 9,000 県費 1,125

都市計画道路田富町敷島線道路改良工事3工区(甲斐市)について用地取得及び物件移転補償契約を締結	16,500			令和8年度	16,500	国庫支出金 9,075 県債 6,000 県費 1,425
都市計画道路田富町敷島線道路改良工事4工区(甲斐市)について用地取得及び物件移転補償契約を締結	15,000			令和8年度	15,000	国庫支出金 8,250 県債 6,000 県費 750
曾根丘陵公園の管理について協定を締結	259,052	令和5年度から 令和6年度まで	129,455	令和7年度から 令和8年度まで	129,597	県費 129,597
富士川クラフトパークの管理について協定を締結	452,164	令和5年度から 令和6年度まで	225,906	令和7年度から 令和8年度まで	226,258	県費 226,258
笛吹川フルーツ公園の管理について協定を締結	863,192	令和5年度から 令和6年度まで	431,596	令和7年度から 令和8年度まで	431,596	県費 431,596
桂川ウェルネスパークの管理について協定を締結	260,191	令和5年度から 令和6年度まで	130,097	令和7年度から 令和8年度まで	130,094	県費 130,094
小瀬スポーツ公園野球場内野スタンド防水改修工事1工区(甲斐市)について請負契約を締結	30,000			令和8年度	30,000	県費 30,000
小瀬スポーツ公園野球場内野スタンド防水改修工事2工区(甲斐市)について請負契約を締結	30,000			令和8年度	30,000	国庫支出金 15,000 県債 13,000 県費 2,000
小瀬スポーツ公園野球場照明設備改修工事(甲斐市)について請負契約を締結	100,000			令和8年度	100,000	国庫支出金 50,000 県債 45,000 県費 5,000
小瀬スポーツ公園武道館屋根改修工事(甲斐市)について請負契約を締結	80,000			令和8年度	80,000	国庫支出金 40,000 県債 36,000 県費 4,000
緑が丘スポーツ公園体育館メインアリーナ改修工事(甲斐市)について請負契約を締結	300,000			令和8年度	300,000	国庫支出金 150,000 県債 135,000 県費 15,000

笛吹川フルーツ公園非常用電源設備設置工事（山梨市）について請負契約を締結	350,000			令和7年度から 令和8年度まで	350,000	国庫支出金 175,000 県債 157,000 県費 18,000
富士川クラフトパーク非常用電源設備設置工事（南巨摩郡身延町）について請負契約を締結	215,000			令和7年度から 令和8年度まで	215,000	国庫支出金 107,500 県債 96,000 県費 11,500
県営住宅（甲府市内、山梨市内及び笛吹市内の団地以外の団地並びに貢川団地に限る。）の管理について協定を締結	1,632,815			令和7年度から 令和10年度まで	1,632,815	使用料 1,630,222 財産収入 391 諸収入 2,202
特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅（甲府市内及び山梨市内の団地以外の団地に限る。）の管理について協定を締結	39,114			令和7年度から 令和10年度まで	39,114	使用料 39,053 財産収入 9 諸収入 52
県営住宅、特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅（貢川団地を除く甲府市内、山梨市内及び笛吹市内の団地に限る。）の管理について協定を締結	807,032			令和7年度から 令和10年度まで	807,032	使用料 806,021 諸収入 1,011
県営住宅使用料納入通知書の印刷等について委託契約を締結	2,005			令和7年度から 令和8年度まで	2,005	使用料 2,005
県営住宅管理システム機器等の賃借について契約を締結	1,008	令和4年度から 令和6年度まで	594	令和7年度から 令和8年度まで	396	使用料 396
税外収入の収納代行業務について委託契約を締結	2,388			令和7年度から 令和8年度まで	2,388	県費 2,388
新教育情報ネットワークシステム機器等の賃借について契約を締結	1,884,302	令和6年度中	298,405	令和7年度から 令和11年度まで	1,572,516	県費 1,572,516
教育情報ネットワークシステムのセキュリティ監視について委託契約を締結	133,565			令和7年度から 令和9年度まで	133,565	県費 133,565

令和3年度小学校教員確保推進事業に係る奨学金返還支援の対象者に対し助成	25,680	令和3年度から令和6年度まで	151	令和7年度から令和15年度まで	25,529	県費	25,529
同上 (令和4年度)	25,680	令和4年度から令和6年度まで		令和7年度から令和16年度まで	25,680	県費	25,680
同上 (令和5年度)	25,680	令和5年度から令和6年度まで		令和7年度から令和17年度まで	25,680	県費	25,680
同上 (令和6年度)	25,680	令和6年度中		令和7年度から令和18年度まで	25,680	県費	25,680
同上 (令和7年度)	25,680			令和7年度から令和19年度まで	25,680	県費	25,680
県立学校教員用一人一台端末等の賃借について契約を締結	801,930	令和6年度中	39,985	令和7年度から令和11年度まで	759,703	県費	759,703
青少年センターの管理について協定を締結	330,078	令和5年度から令和6年度まで	165,665	令和7年度から令和8年度まで	164,413	県費	164,413
科学館の管理について協定を締結	1,253,179	令和5年度から令和6年度まで	634,699	令和7年度から令和8年度まで	618,480	県費	618,480
県立図書館の管理について協定を締結	537,802			令和7年度から令和11年度まで	537,802	県費	537,802
八ヶ岳少年自然の家の管理について協定を締結	421,141	令和5年度から令和6年度まで	210,421	令和7年度から令和8年度まで	210,720	県費	210,720
警察本部文書・人事業務等管理システム機器等の賃借について契約を締結	205,991			令和7年度から令和13年度まで	205,991	県費	205,991
警察本部情報管理システムの構築及び保守について委託契約を締結	158,081	令和6年度中		令和7年度から令和13年度まで	158,081	県費	158,081
警察本部通信指令システム機器等の賃借について契約を締結	1,270,093	令和6年度中		令和7年度から令和12年度まで	1,270,093	国庫支出金 県費	635,046 635,047

債務負担行為

自動車保管場所証明電子化システム機器等の賃借について契約を締結	202,653	令和 6 年度中		令和 7 年度から 令和12年度まで	202,653	県 費	202,653
警察本部事件対策システム及び警察本部総合指揮システムの構築及び保守について委託契約を締結	291,455	令和 6 年度中		令和 7 年度から 令和13年度まで	291,455	県 債 県 費	91,000 200,455

地方債の令和 5 年度末における現在高並びに令和 6 年度末  
及び令和 7 年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位 千円)

区 分	令和 5 年度 末 現 在 高	令和 6 年度末 現 在 高 見 込 額	令和 7 年度中増減見込み		令和 7 年度末 現 在 高 見 込 額
			起債見込額	元金償還見込額	
1 普 通 債	569,397,131	585,966,340	81,710,000	40,168,240	627,508,100
(1) 土 木	400,338,527	412,284,283	58,427,000	28,475,780	442,235,503
(2) 農 林 水 産	103,067,155	103,597,959	7,722,000	6,621,338	104,698,621
(3) 教 育	20,401,117	18,181,019	777,000	2,077,244	16,880,775
(4) 公 営 住 宅	6,960,530	6,740,578	1,229,000	716,176	7,253,402
(5) 社 会 労 働	13,718,138	16,473,445	2,987,000	832,953	18,627,492
(6) 衛 生	78,973	75,680		3,293	72,387
(7) 庁 舎	145,596	1,323,892	1,432,000	12,004	2,743,888
(8) そ の 他	24,687,095	27,289,484	9,136,000	1,429,452	34,996,032
2 災 害 復 旧 債	5,992,561	5,901,987	1,524,000	875,591	6,550,396
(1) 土 木	5,933,556	5,814,862	1,441,000	867,341	6,388,521
(2) 農 林 水 産	58,125	87,000	83,000	8,125	161,875
(3) そ の 他	880	125		125	
3 そ の 他	321,152,731	293,249,125	1,061,000	22,491,804	271,818,321
(1) 転 貸 債			4,000		4,000
(2) 減 税 補 填 債	1,007,477	712,503		163,082	549,421
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	283,766,520	258,701,900		18,502,106	240,199,794
(4) 退 職 手 当 債	6,114,791	5,661,717		453,074	5,208,643
(5) 減 収 補 填 債 (特 例 分)	12,015,685	11,329,592		686,093	10,643,499
(6) 病 院 債	18,248,258	16,843,413	1,057,000	2,687,449	15,212,964
合 計	896,542,423	885,117,452	84,295,000	63,535,635	905,876,817

(注) 「起債見込額」には、前年度からの繰越事業に係る見込額 39,759,000 千円を含む。

